

60 年目以降の「追加点検（仮称）」の考え方について（案）

令和 5 年 4 月 26 日

高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム

40 年目の「特別点検」については、現行制度の運転期間延長認可の起点となる時点において、通常保全で確認していない範囲等を確認するものであり、異常がないかを念のため確認することに意味があるものと考えられる。

60 年目以降の「追加点検（仮称）」については、長期施設管理計画の認可制度においても「特別点検」を同様に実施する（その実施時期は、40 年目を目安に長期施設管理計画の認可の時期に応じて実施）ことを前提とすれば、上述のとおり「特別点検」が異常の有無の念のための確認であることを踏まえ、以下の方針で実施することとしてはどうか。

- ① 「特別点検」と同じ項目を実施させることを原則とする。ただし、「特別点検」の結果を踏まえ、「特別点検」と同等の結果が得られることを事業者が挙証することができれば、「特別点検」と異なる方法で点検等を行うことを可能とする。
- ② 上記に加えて、これまでの運転履歴や国内外の最新知見を踏まえてプラントごとの特徴に応じた必要な点検を実施させる。